

元 氣 の 源 通 信

人事労務・社会保険等手続き・助成金・給与計算

特定社会保険労務士・経営士 深川順次

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL 092-409-9257 FAX 092-409-9258

(今月の言葉)

- ① 事業所の新設・増設をお考えの事業主様に朗報です。
- ② 厳しい経営には、緊急雇用助成金をご活用ください。
- ③ 就職困難者の雇入れには助成金が拡充されています。

2010年6月号(第94号)

まだまだ、中小企業には厳しい状況が続いています。それゆえ今回は、経営改善の一助として助成金をご案内します。

昨年から政府は、助成金の支給要件を緩和したり、新しい助成金を創設したり、助成金を増額したりして雇用を維持する事業主や採用を積極的に行う事業主を支援しようとしています。今年4月に相次いで助成金制度が改定されましたが、その流れはまだ変わらないようです。

今回も、よく使われている助成金、使い勝手のよい助成金を中心にご紹介いたします。

ぜひご活用ください。

助成金のご活用ですか

地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金)

対象地域が大幅に緩和されました。5月1日から福岡県では福岡市、北九州市を除くほぼ全ての地域が対象となりました。新たな創業および増設をお考えの会社に朗報です。

(主な受給要件)

- ① 対象地域内に事業所の設置・整備を行い、要した費用の総額が300万円以上であること
- ② 対象地域内に居住する者を3人以上雇い入れること
- ③ 事前に助成金センターへ計画書を提出していること
- ④ 縁故による採用ではないことなど

(助成額) (2)は創業の場合 1年ごとに最大3回支給されます。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1,000万円以上 5,000万円未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5,000万円以上	300万円	500万円	700万円	900万円

中小企業緊急雇用安定助成金

今、不況時の雇用対策として一番活用されている助成金です。この間支給要件が大幅に緩和されましたが、その一方で不正受給も増えています。それゆえ審査が厳格になっています。

(目的)

経営悪化のために、事業活動の縮小を余儀なくされ、一時帰休(休業)や教育訓練・出向を行う事業主に対して支給されます。

(主な受給要件)

- ① 生産量(売上高)要件 最近3ヶ月間の月平均値が前年同期に比べて減少していること。生産量(売上高)が5%以上減少している場合は、赤字であることの確認は不要。これに加えて前々年同期に比べて10%以上減少し、直近の決算等が赤字の場合も対象となりました。
- ② 休業等に関わる手当の支払が平均賃金の60%以上あること

③事前に休業等実施計画書などを窓口機関に提出していることなど

(助成額)

①休業手当相当額の5分の4ないし10分の9(上限7,685円)

支給限度日数 3年間で300日(最初の1年間200日)まで

②教育訓練計画を立て実施すれば更に1日一人あたり6,000円アップ

特定就業困難者雇用開発助成金

もともと活用されている助成金です。

(目的)

高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母、障害者等就職困難者を新たに雇い入れた事業主に対して支給されます。

(主な受給要件)

①ハローワーク等の紹介後の雇入れであること

②雇い入れる前後、6ヶ月以内に会社都合の離職者がいないことなど

(助成額)

対象労働者 (一般被保険者)	支給額		助成対象期間		
	大企業	中小企業	大企業	中小企業	
働短 時 以 間 外 労	①高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	50万円	90万円	1年	1年
	②重度障害者等を除く身体・知的障害者	50万円	135万円	1年	1年6か月
	③重度障害者等※1	100万円	240万円	1年6か月	2年
※労短 2働時 者間	④高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	30万円	60万円	1年	1年
	⑤身体・知的・精神障害者	30万円	90万円	1年	1年6か月

(※1) 重度身体・知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者

(※2) 週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

65歳以上の方をハローワーク等の紹介により雇い入れたときも、一定要件を満たせば、助成金(中小企業の場合 短時間労働者-60万円、短時間以外の労働者-90万円)が支給されます。

中小企業定年引上げ等奨励金(対象事業所300人以下-助成額 企業規模および導入する制度の内容に応じて20~160万円)

65歳以上への定年の引き上げや定年制の廃止、70歳以上までの希望者全員の継続雇用制度等を導入した事業主に支給されます。4月1日の改訂で

①助成対象となる措置を講じてから6ヶ月以上の運用を行っていることが申請の条件となりました。

②「70歳以上までの定年の引上げ」「定年の廃止」「希望者全員70歳以上継続雇用」の措置を講じた事業主については、64歳以上の雇用保険被保険者を雇用していないときは助成額が半額となりました。

中小企業子育て支援助成金(対象事業所100人未満、助成額100万円)

子育て支援のための助成金です。

①一般事業主行動計画を策定し労働局に提出していること、②就業規則に育児・介護休業規定を詳細にうたっていること、③6ヶ月以上育児休業を取得すること(産後休業含めても可)はわかりませんが、④一般事業主行動計画をHPに載せること、⑤対象者が復帰後1年以上勤務することが要件となっています。

その他、トライアル雇用奨励金など多数の助成金があります。